

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	消防車両架装部点検等業務（その1）
発 注 課	消）総務部施設管理課
選 定 事 業 者	株式会社 北海道モリタ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 消防車両は、当局の消防活動上の必要性から、1台1台当局独自の仕様で制作され、専門的かつ特殊性の高い装置である架装部を含め、複雑に構成されている。 本業務における点検及び検査は、それら複雑に構成された消防車両の架装部を良好な状態に保持し、消火能力を始めとする本市の消防力を維持することが目的である。 点検等の実施業者については、架装部に関する設計図等を含めた専門的な知識、点検等の技術及び点検等を適切に実施できる専門器具を有するほか、各装置の構造を熟知していることが求められる。 本業務の対象車両全14台のうち10台は、上記選定事業者が製作した車両である。また、4台については、令和4年4月に解散（廃業）した田井自動車工業株式会社が製作した車両であり、同社製車両メンテナンス及び部品供給については、令和4年6月から、上記選定事業者が同社から点検等に必要の関係設計図等の引き継ぎを受け、対応している。 以上のことから、上記選定事業者以外にこの業務を履行できず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年5月13日